

人権教育指導員設置要綱

(目的)

第1条 伊丹市の幼児期の教育、学校教育ならびに家庭・地域・社会教育において、人権教育・啓発の推進と人権尊重の意識の高揚を図るための指導助言にあたる人権教育指導員（以下「指導員」という。）を設置する。

(指導員の数)

第2条 指導員の数は、25名以内とする。

(資格)

第3条 指導員は、幼児期の教育、学校教育ならびに家庭・地域・社会教育における人権教育に識見と熱意を有するものとする。

(委嘱)

第4条 指導員は、選考委員会の推薦によって伊丹市教育長が決定する。

2 指導員を決定したときは、委嘱状（様式1）を交付する。

3 選考委員は、次の各号に掲げる者をもってこれを組織する。

- (1) 市民自治部長兼教育長付参事
- (2) 共生推進室長
- (3) 人権教育室主幹
- (4) 同和・人権推進課長
- (5) 国際・平和課長
- (6) 職員課長

(職務)

第5条 指導員は、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人市民・感染症患者などに関する人権教育を推進するため、次に掲げる用務に従事する。

- (1) 人権教育・啓発の推進について必要な指導助言を行うこと。
- (2) 人権教育・啓発の指導に必要な研修を行うこと。

(任期)

第6条 指導員の任期は2年とする。再任は妨げない。

2 補欠指導員の任期は、前任者の残任期間とする。

付 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。